香芝市監査委員告示第２０号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定により執行した監査について、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和８年１０月２９日

香芝市監査委員　近　藤　　洋
香芝市監査委員　下　村　佳　史

第１　香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第２　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項の規定による財務監査及び同条第２項の規定による行政監査

第３　監査の対象

教育部（生涯学習課）

第４　監査の実施期間

令和８年９月３日から令和８年９月２５日まで

第５　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第６　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第７　監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。以下、要望を述べる。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

１　要望事項

指定管理料の前金払いについては、その必要性を再精査し、指定管理業務の履行確認後に支払う方法を検討されたい。また、前金払いによる運用を継続する場合は、指定管理業務の継続が困難となった場合の指定管理料の返還その他必要な措置について、協定書に明記されたい。